

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年9月10日

横浜市契約事務受任者
港湾局長 新保康裕

1 契約の概要

山下ふ頭4号上屋屋根修繕工事

2 履行（納品）場所

中区山下町279-9 山下ふ頭4号上屋

3 契約日

令和8年5月13日

4 履行日又は履行期間

令和8年9月30日まで

5 契約金額

21,670,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

風越建設株式会社 代表取締役 出川 久
中区相生町3丁目56番地の1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

山下ふ頭4号上屋において、天井よりボルトが落下する事象が発生しました。改めて建物を調査したところ、屋根天井材を固定していた部材に経年劣化が見られ、さらなる脱落の恐れがあることが判明し、利用上の安全性を確保するため、早急に修繕を行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

4号上屋修繕工事の実績のある業者で、業務遂行に必要な当該建物の構造及び現場状況を熟知しており、かつ、迅速に対応可能な業者であるため。

9 所管課

港湾局施設管理課

港湾局維持保全課

港湾局山下ふ頭再開発調整課